

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例をここに公布する。

平成23年12月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第42号

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の減量を目的として市民が市と協働で行う古紙の集団回収の円滑な実施を確保するため、古紙の持去り防止について、第三者による古紙の収集及び運搬の禁止その他の必要な事項を定めるものとする。

(古紙の収集又は運搬の禁止)

第2条 集団資源回収実施団体（名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第12条に規定する集団回収等の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動を行う団体のうち古紙の集団回収を行う団体として市長が指定した者をいう。）が指定した者以外のものは、所定の場所（集団資源回収実施団体が指定して市長に届け出た場所をいう。）に排出された古紙を収集し、又は運搬してはならない。

(市の講ずべき措置等)

第3条 市は、前条の規定により禁止される行為を防止するため、必要な措置

を講ずるとともに、必要に応じて関係機関等に協力を求めるものとする。

(勧告及び命令)

第4条 市長は、第2条の規定に違反して古紙を収集し、又は運搬する者に対し、これらの行為をしないよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対して、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により公表した情報を関係機関等に提供することができる。

(過料)

第6条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、同年10月1日から施行する。